

副本

平成30年(行コ)第35号 石木ダム事業認定処分取消請求控訴事件

控訴人 岩下和雄 ほか105名

被控訴人 国

第3準備書面

令和元年5月31日

福岡高等裁判所第4民事部下係 御中

被控訴人指定代理人

石井 崇 史 

平山 峻 

川端 玉 美 

赤野 正 治 

高村 一 輝 

井浦 義 典 

野田 直 

松本 忠 

川床 卓 寛 

前田 智 明 

被控訴人は、本準備書面において、控訴人らの2019年（平成31年）2月28日付け控訴人第3準備書面（以下「控訴人ら第3準備書面」という。）における控訴人らの求釈明に対し、必要と認める範囲で回答するとともに、同準備書面に対し、必要と認める範囲で反論し（後記第1）、また、控訴人らの同日付け控訴審第5準備書面（以下「控訴人ら第5準備書面」という。）に対し、必要と認める範囲で反論するとともに、同準備書面における控訴人らの求釈明に対し、必要と認める範囲で回答し（後記第2）、さらに、控訴人らの同年3月7日付け控訴審第6準備書面（以下「控訴人ら第6準備書面」という。）における控訴人らの求釈明に対し、必要と認める範囲で回答する（後記第3）。

なお、略語は、本準備書面で新たに定めるもののほかは、従前の例による。

第1 控訴人ら第3準備書面における控訴人らの求釈明に対する回答及び同準備書面に対する反論

1 控訴人らの求釈明事項

- (1) 平成24年水需要予測の生活用水の予測において、佐世保市民が「一般的な受忍限界を超えている」（乙A第15号証2-4-2平成24年水需要予測36ページ）と判断した根拠資料について、原審で提出されたもの以外の根拠資料を開示されたい。また、証人田中は、上記の判断に際して、ある団体に確認を取ったと述べるが、確認を取った団体名、確認した時期、確認した際の文書等を開示されたい（以上、控訴人ら第3準備書面第3の1(1)ウ・10及び11ページ）。
- (2) 生活用水について、平成19年度水需要予測においては、節水機器の普及による使用量の減少や人口減少に伴う使用量の減少に関する計算を詳細に行っていたにもかかわらず、平成24年水需要予測では当該計算をしていない理由及び平成19年度水需要予測では当該計算をしていた理由を明らかにされたい。その際は、佐世保市には広範な裁量が認められるとの理由以外の理

由を示されたい（同(2)ウ・12ページ）。

- (3) 平成24年水需要予測の生活用水の予測において、原単位につき、相関係数が同じ0.94となっている193リットルと206リットルのうち、前者を採用しなかった具体的理由及び後者を採用した具体的理由を明らかにされたい（同(3)ウ・14ページ）。
- (4) 被控訴人は、節水広報さえ実施しなかった年の翌年の生活用水使用量が、前年から横ばい又はマイナスになったことを統計上認識していたか否かを明らかにされたい。また、認識していた場合は、そのような認識がありながら、平成24年水需要予測において、そのことを指摘も考慮もせず、水使用量の増加傾向にのみ注目し、佐世保市民が「一般的な受忍限界を超えている」（乙A第15号証2-4-2平成24年水需要予測36ページ）と結論づけた理由を説明されたい（同(4)ウ・15ページ）。
- (5) 被控訴人は、乙B第19号証10ページに記載されている調査について、その詳細を明らかにするとともに、同調査の報告書を提出されたい（控訴理由書（その1）第5の7(3)ウ(ウ) A・104ページ）との控訴人らの求釈明に対し、「回答の要を認めない」（控訴審における答弁書第4の4(4)イ(エ)・46及び47ページ）としているが、回答及び上記報告書の提出をされたい（控訴人ら第3準備書面第3の4(1)・34及び35ページ）。

2 被控訴人の回答

(1) 前記(1)の求釈明に対する回答

ア 佐世保市が、平成24年水需要予測において、佐世保市民が「一般的な受忍限界を超えている」と判断した根拠については、控訴審における答弁書第4の3(1)ア(イ)a（20及び21ページ）で述べたとおりである。

イ また、証人田中が、原審における証人尋問において、上記の判断に際して、ある団体に確認を取ったと述べたことはない。証人田中が、同証人尋問以外の場で上記のように述べたことがあったという趣旨であれば、その

ような事実があったか否か、被控訴人は不知である。

(2) 前記(2)ないし(4)の求釈明に対する回答

平成24年水需要予測における生活用水の予測が合理的なものであり、佐世保市の裁量の範囲の逸脱又は濫用が認められないことについては、控訴審における答弁書第4の3(1)(19ないし29ページ)等で繰り返し述べてきたとおりであり、それ以上に、控訴人らの求釈明に対して回答する要を認めない。

(3) 前記(5)の求釈明に対する回答

控訴審における答弁書第4の4(4)イ(エ)(46及び47ページ)で述べたとおり、控訴人らの求釈明に対して回答する要を認めない。なお、控訴人らの主張によっても、乙B第19号証の10ページの該当箇所の記載内容について特段合理性を疑うべき事情は認められない。

3 控訴人らの主張に対する反論

控訴人ら第3準備書面の控訴人らの主張は、従前の控訴人らの主張の整理と思われるところ、これらに対する被控訴人の反論は、既に控訴審における答弁書等で述べたとおりであり、従前の被控訴人の主張に反する部分は全て争うものである。

第2 控訴人ら第5準備書面に対する反論及び同準備書面における控訴人らの求釈明に対する回答

1 控訴人ら第5準備書面に対する反論

(1) 控訴人らの主張

控訴人らは、控訴人ら第5準備書面において、平成24年度の再評価後、5年以上が経過した現時点においても佐世保市が再評価を実施しないのは、平成24年水需要予測が大きく誤っているからである旨をるる主張する。

(2) 佐世保市が、平成24年度の再評価後、現在まで再評価を実施していない

ことは、本件事業認定の適法性の判断に影響を及ぼすものではないこと

ア 原審における被告最終準備書面第2の1（9及び10ページ）等で述べたとおり、行政処分 of 適法性の判断は、当該処分がなされた当時を基準とするのが相当であり、本件事業認定の適法性判断の基準時は、法20条各号のいずれの判断についても、認定庁がした本件事業認定の時であり、本件事業認定の適否を判断するに当たっては、同認定時に存在していた事実等を基礎とし、事業認定後の事実は、その処分当時の事情を推認する間接事実等として役立つ限りにおいて斟酌することになる。

イ したがって、佐世保市が、平成24年度の再評価後、現在まで再評価を実施していないことは、本件事業認定後の事実である以上、本件事業認定の判断に影響を及ぼすものではない。

(3) 平成24年水需要予測を含む平成24年度の再評価は、以後10年間評価を要しないとされている着手前評価であること

ア 前記(1)の控訴人らの主張に対しては、前記(2)で述べた以上に反論する要を認めないが、以下、念のため、平成24年度の再評価から5年以上が経過した現在まで再評価していないことに、控訴人ら指摘のような問題はなく、このことが、平成24年度の再評価における水需要予測の誤りを推認させる事情（控訴人ら第5準備書面第2の4(2)最終段落・13ページ参照）とはなり得ないことについて述べる。

イ 水道施設整備事業の再評価とは、厚生労働省の国庫補助を受ける事業で、かつ、ダム事業を含む水道施設整備事業について、同省が定める「水道施設整備事業の評価実施要領」（甲B第48号証、乙A第15号証5-4・50及び51ページ〔以下では、乙号証の該当部分のみを摘示する。〕。以下「評価実施要領」という。）、「水道施設整備費国庫補助事業評価実施

細目」(乙A第15号証5-4・52ないし54ページ。以下「評価実施細目」という)及び「水道施設整備事業の評価実施要領等 解説と運用」(甲B第49号証,乙B第24号証。以下「評価実施要領等の解説と運用」という。)に基づき,水道施設整備を行う事業者(本件事業においては佐世保市)が第三者の意見聴取を踏まえて水需要予測を含む評価を実施し,その結果について厚生労働省が内容を確認し,国庫補助の継続の必要性の有無を判断するための行政手続である。

再評価制度が,以上のとおり,国の国庫補助支出の判断に係る要件の一つとなっていることは,評価実施要領の第3の1(4)(乙A第15号証5-4・50ページ)において,「厚生労働省は,事業者から報告された評価の内容を確認し,必要に応じて修正した上で,対象事業の必要性,効率性又は有効性等の観点から国庫補助の採択の可否,継続の必要性の有無を判断する」とされていることから明らかである。

ウ 水道施設整備事業の再評価の実施時期については,評価実施要領の第2(3)(乙A第15号証5-4・50ページ)において,「再評価は,原則として,事業採択後5年を経過して未着手の事業及び10年を経過して継続中の事業を対象とし,10年経過以降は原則5年経過ごとに実施するものとする。」とされており,評価実施細目の第3(乙A第15号証5-4・52ページ)において,「再評価実施時期については,原則要領(引用者注:評価実施要領)の第2(3)に定められているとおり実施するものであるが,水道水源開発のための施設(海水淡水化施設を除く。)の整備を含む事業については,上記の評価に加え,本体工事又は本体関連工事

の着手前の適切な時期に評価を実施するものとする。なお、本体工事又は本体関連工事の着手前の適切な時期又は着手後に評価を実施した場合は、以後10年間評価を要しないものとする。」とされ、評価実施要領等の解説と運用の第3の「本体工事等の着手前の適切な時期等」（甲B第49号証4ページ）という項目において、「水道水源開発のための施設（海水淡水化施設を除く。）については、地元や環境に与える影響が大きい場合があり、事業の継続が妥当かどうかを施設の本体工事又は本体工事のための工事用道路工事などの本体関連工事（括弧内略）の着手前に確認することが重要であることから、本体工事等の着手前の適切な時期に再評価を実施することとした。」と示されているところである。

佐世保市が平成24年度に実施した再評価については、上記の評価実施細目及び評価実施要領等の解説と運用のいう「本体関連工事」に位置づけられている工事用道路工事が平成25年度に予定されていたことから、評価実施細目第3の「本体関連工事の着手前の適切な時期」に実施する再評価（着手前評価）に該当する。

エ 控訴人らは、その前の評価が平成19年度であることや甲第52号証の文言をもって、佐世保市が平成24年度に実施した再評価は、着手前評価ではなく5年に1度の再評価であり（控訴人ら第5準備書面第2の1(3)・4ページ）、その後着手前評価として取り扱ったとしても、「適切な時期に本体工事等に着手し」ていないから着手前評価となり得ない（同3・7ページ）と断定した上で、前記(1)のとおり、5年以上が経過した現時点においても佐世保市が再評価を実施しないのは、平成24年水需要

予測が大きく誤っているからである旨をるる主張する。

しかし、前記イのとおり、再評価手続は国の国庫補助支出の判断に係る要件の一つであるところ、佐世保市は、平成24年水需要予測を含む再評価について厚生労働省に報告し、これが、前記ウのとおり着手前評価に該当することから、その後、5年以上が経過した現在まで継続して国庫補助の交付を受けているものである（乙A第41号証）。

このように、平成24年水需要予測を含む平成24年度の再評価は、評価実施細目第3の着手前評価であり以後10年間評価を要しないとされていることは明らかであり、控訴人らが主張する甲第52号証の文言解釈は、再評価の制度の全体像を理解せずに推測を重ねた独自の見解にすぎない。よって、現在まで再評価していないことに控訴人ら指摘のような問題はなく、このことが、平成24年度の再評価における水需要予測が誤りであることを推認させる事情にはなり得ない。

(4) 結論

以上のとおりであるから、前記(1)の控訴人らの主張は、失当である。

2 控訴人ら第5準備書面における控訴人らの求釈明に対する回答

(1) 原告らの求釈明事項

ア 「平成24年度佐世保市水道施設整備事業再評価概要版」（甲B第52号証）は、佐世保市が平成25年3月15日に長崎県知事及び厚生労働大臣に提出した、本件事業の再評価に関する報告書と同一であるか、認否されたい（控訴人ら第5準備書面第2の2(1)ア・5ページ）。

イ 厚生労働省において、佐世保市が着手前評価として提出していない平成

24年度の再評価を着手前評価として取り扱うことは可能か、可能であるとして、そのような取扱いが適正にされたのか、明らかにされたい（同3(2)・8ページ）。

(2) 被控訴人の回答

ア 前記(1)アの求釈明に対する回答

下線の手書き以外は、同一のものと思われる（乙A第15号証5-4・12ないし15ページ）。

イ 前記(1)イの求釈明に対する回答

前記1(3)（5ページ以下）で述べたとおり、佐世保市の平成24年度の再評価は着手前評価に該当するから、当該再評価が着手前評価に該当しないことを前提とする控訴人らの求釈明に対しては、回答の要を認めない。

第3 控訴人ら第6準備書面における控訴人らの求釈明に対する回答

1 控訴人らの求釈明事項

控訴人ら第6準備書面第3（6及び7ページ）に記載された資料を開示されたい（なお、いずれも現時点での見込額でよい。）。

2 被控訴人の回答

控訴人らは、「理論上、石木ダム建設により、水道料金が上がることは確実であるが、その額がどうなるかは、具体的数値が明らかにならない限り不明である。」（控訴人ら第6準備書面第2の3・5ページ）として、上記の資料の開示を求めているが、水道料金の決定方法等に照らして、「石木ダムの完成が直ちに水道料金の値上がりを意味するものではないといえる」（原判決69ページ）とした原判決の判示が正当であることは、控訴審における答弁書第4の

3(1)オ(27ないし29ページ)で述べたとおりである。

繰り返しになるが、上記答弁書の上記箇所(原審における被告第1準備書面第3の1(5)12及び13ページも同様)のとおり、水道事業は、通常の浄水から配水までの水運用に係る事業のほか、施設の維持・修繕、老朽施設の更新、漏水対策など様々な事業を含むものであり、石木ダム建設の経費は水道事業全体の経費の一部であって、水道事業全体の中で、石木ダム建設の経費も含めて収支バランスの調整が行われるものである。よって、将来の水道料金が一義的に決定されるわけではない。

また、上記原審における被告第1準備書面の上記箇所のとおり、佐世保市では、直近での平成9年4月及び平成22年4月における水道料金値上げの後の実績においても、漏水がなかった通常の年度の原単位はおおむね増加傾向を示しており(乙A第15号証2-4-2平成24年水需要予測40ページ)、水道料金を値上げすることにより水道の使用量が減少するという関係は見てとれない。よって、そもそも、水道料金の値上げが市民の水使用の抑制に直結するかのごとき控訴人らの主張に根拠はなく、かかる主張を前提とした控訴人ら第6準備書面における控訴人らの主張及び求釈明については、これ以上の審理の必要性は認められない。

したがって、控訴人らの求釈明に対しては、回答の要を認めない。

以上